

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年11月6日

石川県監査委員	焼田宏明
同	増江啓
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
大阪事務所	令和2年9月30日	平成31年4月1日～ 令和2年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
穴水高等学校	令和2年10月15日	令和元年8月1日～ 令和2年7月末日	〃
能登高等学校	〃	〃	〃
珠洲警察署	〃	〃	〃
飯田高等学校	〃	〃	〃
奥能登教育事務所	〃	〃	〃
中能登教育事務所	〃	〃	〃
能登空港管理事務所	令和2年10月19日	〃	〃
輪島警察署	〃	〃	〃
輪島高等学校	令和2年10月20日	〃	〃
鹿西高等学校	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	生産物の売払収入事務において、売払代金の一部が長期間調定されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう適正な会計処理に十分注意すること。
七尾高等学校	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
七尾城北高等学校	〃	〃	〃
輪島漆芸技術研修所	令和2年10月22日	〃	〃
門前高等学校	〃	〃	〃
志賀高等学校	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃